

市町村等への意見照会及びパブリックコメントを踏まえた追加・修正について

- 計画の策定に当たって、県内市町村等への意見照会と「ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）」による県民の皆様への意見募集等を踏まえて、計画（案）本文を以下のとおり、追加修正します。

【計画案本文の追加修正】 ※ 下線部分が修正箇所

修正箇所	現 状	修 正 後
1 目次 (一)	(新規に追加)	※ 「こども」表記について <u>国の「こども」表記の判断基準を踏まえ、法令に根拠がある語や固有名詞に用いる場合などを除き、原則として「こども」と表記します。</u>
2 第2章 Ⅲ (2) 社会福祉協議会 (20頁)	○ そのような中、社会福祉法第110条第1項により、広域的な見地から地域福祉を推進する団体として位置づけられている千葉県社会福祉協議会（県社協）は、県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成などに取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために重要な役割を果たすことが期待されます。	○ そのような中、社会福祉法第110条第1項により、広域的な見地から地域福祉を推進する団体として位置づけられている千葉県社会福祉協議会（県社協）は、県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成などに取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために、 <u>より一層重要な役割を果たすことが期待されます。</u>
3 第3章 2 (5) ひきこもりの状態にある人の状況 (39頁)	(新規に追加)	○ <u>内閣府が2022年度（令和4年度）に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態にある人は、満15歳から満39歳までの人で2.05%、満40歳から満64歳までの人で2.02%、全国で約146万人いると推計されています。（表1）</u>
4 第3章 4 (3) 認知症施策推進大綱 (76頁)	(3) 認知症施策推進大綱 ○ 2019年（令和元年）6月に、「認知症施策推進大綱」が閣議決定されました。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされています。 ○ 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すこととされました。	(3) <u>共生社会の実現を推進するための認知症基本法</u> ○ <u>2023年（令和5年）6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し公布されました。我が国における急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人数が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。</u> ○ <u>認知症施策の基本理念や、国・地方公共団体等の責務、認知症施策を推進するための計画の策定、基本的施策、認知症施策推進本部の設置などについて明記され、共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていくこととされました。</u>

<p>5 第4章 I 2 福祉教育の推進</p> <p>(98頁)</p>	<p>(新規に追加)</p>	<p>「県の主な取組・支援」</p> <table border="1" data-bbox="1709 222 2781 432"> <tr> <td data-bbox="1709 222 2629 432"> <p>○ <u>福祉教育推進校の指定</u> 小学校、中学校及び高等学校を対象に福祉教育推進校を指定、併せて県社会福祉協議会より指定校所在の地区社会福祉協議会等を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携することにより、県の福祉教育を推進していきます。</p> </td> <td data-bbox="2635 222 2781 432"> <p>健康福祉指導課、学習指導課</p> </td> </tr> </table>	<p>○ <u>福祉教育推進校の指定</u> 小学校、中学校及び高等学校を対象に福祉教育推進校を指定、併せて県社会福祉協議会より指定校所在の地区社会福祉協議会等を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携することにより、県の福祉教育を推進していきます。</p>	<p>健康福祉指導課、学習指導課</p>		
<p>○ <u>福祉教育推進校の指定</u> 小学校、中学校及び高等学校を対象に福祉教育推進校を指定、併せて県社会福祉協議会より指定校所在の地区社会福祉協議会等を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携することにより、県の福祉教育を推進していきます。</p>	<p>健康福祉指導課、学習指導課</p>					
<p>6 第4章 III 1 (2) 介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進</p> <p>(122頁)</p>	<p>(新規に追加)</p>	<p>「県の主な取組・支援」</p> <table border="1" data-bbox="1709 596 2781 806"> <tr> <td data-bbox="1709 596 2629 806"> <p>○ <u>介護福祉士等の確保・育成</u> 離職した介護職員等が再就職する際の就職準備金や介護福祉士等養成施設の学生に対する修学資金などの貸付を実施します。</p> </td> <td data-bbox="2635 596 2781 806"> <p>健康福祉指導課</p> </td> </tr> </table>	<p>○ <u>介護福祉士等の確保・育成</u> 離職した介護職員等が再就職する際の就職準備金や介護福祉士等養成施設の学生に対する修学資金などの貸付を実施します。</p>	<p>健康福祉指導課</p>		
<p>○ <u>介護福祉士等の確保・育成</u> 離職した介護職員等が再就職する際の就職準備金や介護福祉士等養成施設の学生に対する修学資金などの貸付を実施します。</p>	<p>健康福祉指導課</p>					
<p>7 第4章 III 1 (2) 介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進</p> <p>(123頁)</p>	<p>「県の主な取組・支援」</p> <table border="1" data-bbox="581 963 1653 1194"> <tr> <td data-bbox="581 963 1501 1194"> <p>○ 保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善 潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する就学資金などの貸付を実施します。 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所の保育士の処遇（給与）改善を実施します。</p> </td> <td data-bbox="1507 963 1653 1194"> <p>子育て支援課</p> </td> </tr> </table>	<p>○ 保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善 潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する就学資金などの貸付を実施します。 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所の保育士の処遇（給与）改善を実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>「県の主な取組・支援」</p> <table border="1" data-bbox="1709 963 2781 1194"> <tr> <td data-bbox="1709 963 2629 1194"> <p>○ 保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善 潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する<u>修学資金</u>などの貸付を実施します。 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所の保育士の処遇（給与）改善を実施します。</p> </td> <td data-bbox="2635 963 2781 1194"> <p>子育て支援課</p> </td> </tr> </table>	<p>○ 保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善 潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する<u>修学資金</u>などの貸付を実施します。 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所の保育士の処遇（給与）改善を実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>○ 保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善 潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する就学資金などの貸付を実施します。 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所の保育士の処遇（給与）改善を実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>					
<p>○ 保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善 潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する<u>修学資金</u>などの貸付を実施します。 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所の保育士の処遇（給与）改善を実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>					
<p>8 第4章 IV 1 (2) 重層的支援体制整備構築の支援</p> <p>(136、137頁)</p>	<p>「現状と課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの福祉の改革では、高齢者、障害のある人、子どもといった分野ごとに、専門的な支援を充実させてきました。こうした公的サービスの充実自体には大きな意味がありますが、分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状にあります。 ○ 例えば、80代の親がひきこもり状態の50代の子どもの生活を支える「8050問題」、育児と介護のダブルケア、子どもがDVを目撃することによる心理的虐待、どの制度の対象にもならないごみ屋敷問題等、家族や地域が抱える課題が複雑化・多様化しています。 ○ 社会福祉法の2020年（令和2年）改正により、重層的支援体制整備事業（重層事業）が創設され、「属性を問わない相談支援（相談支援）」、「多様な社会参加に向けた支援（参加支援）」及び「地域づくりに向けた支援（地域支援）」の3つの支援を一体的に実施し、制度の縦割りを超えて、人とのつながりを再構築しようという、新たな重層事業が推進されています。 	<p>「現状と課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの福祉の改革では、高齢者、障害のある人、子どもといった分野ごとに、専門的な支援を充実させてきました。こうした公的サービスの充実自体には大きな意味がありますが、分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状にあります。 ○ 例えば、80代の親がひきこもり状態の50代の子どもの生活を支える「8050問題」、育児と介護のダブルケア、子どもがDVを目撃することによる心理的虐待、どの制度の対象にもならないごみ屋敷問題等、家族や地域が抱える課題が複雑化・多様化しています。 ○ 社会福祉法の2020年（令和2年）改正により、重層的支援体制整備事業（重層事業）が創設され、「属性を問わない相談支援（相談支援）」、「多様な社会参加に向けた支援（参加支援）」及び「地域づくりに向けた支援（地域支援）」の3つの支援を一体的に実施し、制度の縦割りを超えて、人とのつながりを再構築しようという、新たな重層事業が推進されています。 				

○ なお、県内では2022年度（令和4年度）時点で、木更津市、松戸市、柏市及び市原市が重層事業を実施しています。

「具体的な取組」

○ 重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施されていくものであることから、市町村において重層事業に取り組めるよう必要な助言、情報の提供その他の支援を行います。

【市町村の重層的な支援体制3つの柱】

- 柱1「相談支援」＝どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止め、相談を断らない。
- 柱2「参加支援」＝仕事をしたり地域活動に参加したり、本人にあった場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援していきます。
- 柱3「地域支援」＝子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。

○ 市町村の重層事業を効果的に行うための地域生活課題に関する調査（ニーズ調査）を支援するために県においても広域で独自のニーズ調査を実施し、先行する市町村のニーズ調査等の事例を積極的に紹介していきます。

「県の主な取組・支援」

○ 重層的支援体制構築のための市町村支援 各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援に必要な経費の国への要求及び、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた研修を実施しています。	健康福祉指導課
--	---------

○ 重層事業を実施する市町村においては、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行等の緊急事態への対応を想定して体制構築を行う必要があります。

○ なお、県内では2022年度（令和4年度）時点で、木更津市、松戸市、柏市及び市原市が重層事業を実施しています。

「具体的な取組」

○ 重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施されていくものであることから、市町村において重層事業に取り組めるよう必要な助言、情報の提供その他の支援を行います。

【市町村の重層的な支援体制3つの柱】

- 柱1「相談支援」＝どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止め、相談を断らない。
- 柱2「参加支援」＝仕事をしたり地域活動に参加したり、本人にあった場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援していきます。
- 柱3「地域支援」＝子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。

○ 市町村の重層事業を効果的に行うための地域生活課題に関する調査（ニーズ調査）を支援するために県においても広域で独自のニーズ調査を実施し、先行する市町村のニーズ調査等の事例を積極的に紹介していきます。

○ 重層事業その他地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制は、災害等の影響によって発生する多様な支援ニーズに対しても有効であることから、分野横断の支援関係機関によるネットワークの中で、柔軟な対応が可能となるよう、市町村を支援します。

「県の主な取組・支援」

○ 重層的支援体制構築のための市町村支援 各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援に必要な経費の国への要求及び、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた研修を実施しています。 <u>また、会議や研修会等を通じて、災害や感染症その他緊急事態の発生時の支援体制について、予め議論し、体制を構築するよう、周知や助言等をしていきます。</u>	健康福祉指導課
---	---------

<p>9 第4章 IV2 (2) 高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとの対策の推進 (150頁)</p>	<p>(新規に追加)</p>	<p>「県の主な取組・支援」</p> <table border="1" data-bbox="1709 436 2792 793"> <tr> <td data-bbox="1709 436 2614 793"> <p>○ 犯罪被害者等支援の推進 「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を迅速かつ途切れることなく継続していくために、犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携に努めます。 また、犯罪被害者等に対し、千葉県犯罪被害者等見舞金制度による経済的負担の軽減や無料法律相談実施による相談支援の充実を図ります。</p> </td> <td data-bbox="2614 436 2792 793"> <p>くらし安全推進課</p> </td> </tr> </table>	<p>○ 犯罪被害者等支援の推進 「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を迅速かつ途切れることなく継続していくために、犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携に努めます。 また、犯罪被害者等に対し、千葉県犯罪被害者等見舞金制度による経済的負担の軽減や無料法律相談実施による相談支援の充実を図ります。</p>	<p>くらし安全推進課</p>		
<p>○ 犯罪被害者等支援の推進 「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を迅速かつ途切れることなく継続していくために、犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携に努めます。 また、犯罪被害者等に対し、千葉県犯罪被害者等見舞金制度による経済的負担の軽減や無料法律相談実施による相談支援の充実を図ります。</p>	<p>くらし安全推進課</p>					
<p>10 第4章 V1 (2) 権利擁護体制の推進 (160頁)</p>	<p>「現状と課題」 イ 日常生活自立支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業等の支援を必要としている人が適切に利用できるよう、ホームページや各種研修会などで事業周知を行うとともに、県社会福祉協議会と連携し、取組を進めます。 ○ 県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会とともに、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や財産の管理・保全等を行う「日常生活自立支援事業」の実施、生活支援員等による定期的な見守り等の支援を推進しています。 	<p>「現状と課題」 イ 日常生活自立支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業等の支援を必要としている人が適切に利用できるよう、ホームページや各種研修会などで事業周知を行うとともに、県社会福祉協議会と連携し、取組を進めます。 ○ 市町村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会から委託を受け、「日常生活自立支援事業」を実施し、生活支援員等による定期的な見守り等の支援及び福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・保全等を行うことで、高齢者や障害者が安心して自立した地域生活を送るために必要な支援をしています。 				
<p>11 第4章 V1 (2) 権利擁護体制の推進 (160頁)</p>	<p>「県の主な取組・支援」</p> <table border="1" data-bbox="575 1339 1665 1549"> <tr> <td data-bbox="575 1339 1486 1549"> <p>○ 成年後見制度の推進 成年後見制度の利用促進及び市町村等に対しその体制整備のための支援を行います。</p> </td> <td data-bbox="1486 1339 1665 1549"> <p>健康福祉指導課</p> </td> </tr> </table>	<p>○ 成年後見制度の推進 成年後見制度の利用促進及び市町村等に対しその体制整備のための支援を行います。</p>	<p>健康福祉指導課</p>	<p>「県の主な取組・支援」</p> <table border="1" data-bbox="1709 1339 2792 1696"> <tr> <td data-bbox="1709 1339 2614 1696"> <p>○ 成年後見制度の推進 市町村における体制整備をはじめとした取組が進むよう、市町村職員などを対象とした地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を促進するための研修会や成年後見制度利用促進のための会議を開催します。 また、これらの研修会や会議を通して体制整備の検討を始めた市町村に対し、必要な助言等を行うため、アドバイザーを派遣します。</p> </td> <td data-bbox="2614 1339 2792 1696"> <p>健康福祉指導課</p> </td> </tr> </table>	<p>○ 成年後見制度の推進 市町村における体制整備をはじめとした取組が進むよう、市町村職員などを対象とした地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を促進するための研修会や成年後見制度利用促進のための会議を開催します。 また、これらの研修会や会議を通して体制整備の検討を始めた市町村に対し、必要な助言等を行うため、アドバイザーを派遣します。</p>	<p>健康福祉指導課</p>
<p>○ 成年後見制度の推進 成年後見制度の利用促進及び市町村等に対しその体制整備のための支援を行います。</p>	<p>健康福祉指導課</p>					
<p>○ 成年後見制度の推進 市町村における体制整備をはじめとした取組が進むよう、市町村職員などを対象とした地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を促進するための研修会や成年後見制度利用促進のための会議を開催します。 また、これらの研修会や会議を通して体制整備の検討を始めた市町村に対し、必要な助言等を行うため、アドバイザーを派遣します。</p>	<p>健康福祉指導課</p>					

12 第4章 VI2
(1) 広域的な市町村支援
(177頁)

「現状と課題」

- 人口減少、少子高齢化の進行、社会環境の変化、生活環境の多様化等により、地域生活課題は複合化・複雑化しています。また、制度の狭間にいる人への支援も課題となっています。
- 2022年(令和4年)に実施した県内市町村アンケートの結果では、「地域福祉を進める上で、現在重視している取組」の1位は「包括的な相談・支援体制の構築・充実」、2位は「複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援」でした。
- 県では、市町村アンケート結果も踏まえ、地域生活課題の解決を試みる市町村における包括的な支援体制づくりを促進するため、体制づくりの重要性や重層的支援体制整備事業の周知、先進自治体の事例紹介等を行うとともに、体制づくりに課題を抱える市町村を支援しています。
- また、単独の市町村では解決が困難な問題や、広域的な支援が必要と考えられる人(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)については、地域の実情に応じた施策を効果的に実施していく必要があることから、住民に最も身近な自治体である市町村の意見を十分に聞きながら、県と市町村の施策が相乗効果を発揮するよう取り組んでいく必要があります。
- 包括的な支援体制づくりを行う市町村においては、分野横断的に多様な支援ニーズに対応した支援体制を構築するため、制度等に関する広範な知識等が必要となることから、そこに関わる職員の研修の充実が必要です。

「具体的な取組」

- 地域共生社会の実現に向けて、本計画や他の個別計画に基づき、広域的な地域福祉の推進に取り組むとともに、地域の実情に応じた市町村の包括的な支援体制の整備を進めるため、必要な支援を行います。
- 専門的な医療的ケアを必要とする児童、難病・がん患者等への支援、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、犯罪や非行をした人等の再犯防止や社会復帰支援等、単独の市町村では解決や支援が難しい課題に対して、中核地域生活支援センター等において専門的、広域的な面から市町村を支援します。
- 市町村単位では行うことが困難な広域的な事業や専門的な事業、新たな福祉課題等への対応については、各種団体等と連携しながら取り組みます。
- 重層的支援体制整備事業について、包括的支援体制の整備のための効果的な

「現状と課題」

- 人口減少、少子高齢化の進行、社会環境の変化、生活環境の多様化等により、地域生活課題は複合化・複雑化しています。また、制度の狭間にいる人への支援も課題となっています。
- 2022年(令和4年)に実施した県内市町村アンケートの結果では、「地域福祉を進める上で、現在重視している取組」の1位は「包括的な相談・支援体制の構築・充実」、2位は「複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援」でした。
- 県では、市町村アンケート結果も踏まえ、地域生活課題の解決を試みる市町村における包括的な支援体制づくりを促進するため、体制づくりの重要性や重層的支援体制整備事業の周知、先進自治体の事例紹介等を行うとともに、体制づくりに課題を抱える市町村を支援しています。
- また、単独の市町村では解決が困難な問題や、広域的な支援が必要と考えられる人(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)については、地域の実情に応じた施策を効果的に実施していく必要があることから、住民に最も身近な自治体である市町村の意見を十分に聞きながら、県と市町村の施策が相乗効果を発揮するよう取り組んでいく必要があります。
- 包括的な支援体制づくりを行う市町村においては、分野横断的に多様な支援ニーズに対応した支援体制を構築するため、制度等に関する広範な知識等が必要となることから、そこに関わる職員の研修の充実が必要です。
- 今後、人口減少が見込まれる中、市町村では、市町村単位を超えて広域的に課題へ取り組む必要性が指摘されています。

「具体的な取組」

- 地域共生社会の実現に向けて、本計画や他の個別計画に基づき、広域的な地域福祉の推進に取り組むとともに、地域の実情に応じた市町村の包括的な支援体制の整備を進めるため、市町村間や支援関係機関間の情報共有、市町村への技術的助言など必要な支援を行います。
- 専門的な医療的ケアを必要とする児童、難病・がん患者等への支援、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、犯罪や非行をした人等の再犯防止や社会復帰支援等、単独の市町村では解決や支援が難しい課題に対して、中核地域生活支援センター等において専門的、広域的な面から市町村を支援します。
- 市町村単位では行うことが困難な広域的な事業や専門的な事業、新たな福祉課題等への対応については、各種団体等と連携しながら取り組みます。
- 重層的支援体制整備事業について、包括的支援体制の整備のための効果的な

	<p>手法の一つとして、実施を検討している市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を行います。</p> <p>○ 地域福祉の政策動向、コミュニティソーシャルワークに関する職員研修の実施や好事例の紹介、市町村間の情報交換の場の提供等を通じて、分野横断的な社会福祉関係部局職員の人材養成を図ります。</p>	<p>手法の一つとして、実施を検討している市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を行います。</p> <p>○ 地域福祉の政策動向、コミュニティソーシャルワークに関する職員研修の実施や好事例の紹介、市町村間の情報交換の場の提供等を通じて、分野横断的な社会福祉関係部局職員の人材養成を図ります。</p>																							
<p>13 第7章 2 (2) 施策ごとの達成目標 (205、206頁)</p>	<p>Ⅲの柱 多様な福祉の担い手づくり</p> <table border="1" data-bbox="608 499 1659 621"> <thead> <tr> <th>基本方策</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策</td> <td>介護保険関係介護職員数</td> </tr> <tr> <td>介護職員の離職率</td> </tr> </tbody> </table> <p>Ⅴの柱 暮らしやすい環境づくり</p> <table border="1" data-bbox="608 823 1659 982"> <thead> <tr> <th>基本方策</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進</td> <td>成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立支援事業利用者数</td> </tr> </tbody> </table>	基本方策	指標	福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	介護保険関係介護職員数	介護職員の離職率	基本方策	指標	お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進	成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	日常生活自立支援事業利用者数	<p>Ⅲの柱 多様な福祉の担い手づくり</p> <table border="1" data-bbox="1742 499 2792 743"> <thead> <tr> <th>基本方策</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策</td> <td>介護保険関係介護職員数</td> </tr> <tr> <td>介護職員の離職率</td> </tr> <tr> <td>ピアサポートの活動への参加人数</td> </tr> <tr> <td>県内指定保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率</td> </tr> </tbody> </table> <p>Ⅴの柱 暮らしやすい環境づくり</p> <table border="1" data-bbox="1742 823 2792 982"> <thead> <tr> <th>基本方策</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進</td> <td>成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数</td> </tr> <tr> <td>中核機関整備市町村数</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立支援事業利用者数</td> </tr> </tbody> </table>	基本方策	指標	福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	介護保険関係介護職員数	介護職員の離職率	ピアサポートの活動への参加人数	県内指定保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率	基本方策	指標	お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進	成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	中核機関整備市町村数	日常生活自立支援事業利用者数
基本方策	指標																								
福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	介護保険関係介護職員数																								
	介護職員の離職率																								
基本方策	指標																								
お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進	成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数																								
	日常生活自立支援事業利用者数																								
基本方策	指標																								
福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	介護保険関係介護職員数																								
	介護職員の離職率																								
	ピアサポートの活動への参加人数																								
	県内指定保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率																								
基本方策	指標																								
お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進	成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数																								
	中核機関整備市町村数																								
	日常生活自立支援事業利用者数																								